

酪農・豆知識 第 64 号

粗飼料の自給率 100%を目指して(3)
エコフィード

粗飼料の自給率100%を目指して開発・実用化されつつある技術の第3弾はエコフィード(ecofeed)です。

わが国のトウモロコシの輸入量は年間約 1,610 万トンです。一方、わが国の食品製造業、食品流通業、外食産業等では食品製造副産物、余剰食品、調理加工残さ等が大量に廃棄・焼却処理されており、その量は年間約 1,100 万トンに上っています。いかに大量の食品残さが排出されているかわかります。この食品残渣(農林水産省・環境省は「食品循環資源」という名称を使っています)を飼料化し、エコフィード(定義は「1.エコフィードについて」を参照)として活用することは飼料自給率を向上させるばかりでなく産業廃棄物として処理するための経費や環境汚染を低減する効果もあります。

エコフィード利用の利点、解決すべき技術問題等については[酪農・豆知識第 8 号\(平成 20 年 1 月\)](#)にまとめてありますので参考にしてください。ここでは最近の動きである「エコフィードの認証制度」と「エコフィード利用畜産物認証制度」について紹介します。より詳しい「エコフィードの認証制度」の内容については[\(社\)日本科学飼料協会](#)、「エコフィード利用畜産物認証制度」の内容については[\(社\)中央畜産会](#)のホームページをご覧ください。

1. エコフィードについて

“エコフィード”(ecofeed)とは、“環境にやさしい”(ecological)や“節約する”(economical)等を意味する“エコ”(eco)と“飼料”を意味する“フィード”(feed)を併せた造語で、この名称は、(社)配合飼料供給安定機構が商標権を保有しています。具体的には

- **食品製造副産物**: 醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物
- **余剰食品**: 売れ残りのパンやお弁当等、食品としての利用がされなかったもの
- **調理残さ**: 野菜のカットくずや非可食部等、調理の際に発生するもの

等を利用して製造された家畜用飼料を指します。

この原材料から明らかなように、エコフィードは養豚向きの飼料です。ただエコフィードの中には醤油粕やビール粕などこれまでも酪農家が使ってきた副産物もあり、カット野菜の製造工場から出る野菜くずのサイレージ等も牛による飼料価値の評価がなされています。

2. エコフィード認証制度

1) 飼料としてのエコフィード

上記の食品製造副産物、余剰食品等(以下食品循環資源)を飼料として利用するためには、飼料の基本的な条件、すなわち一定の品質のものを安定的に生産・供給することが求められます。このためには技術と生産利用体制の整備が必要です。さらに、エコフィードの生産にかかわる食品産業や飼料化業そして利用する畜産業等の各段階が密接に連携するとともに、エコフィードを利用した資源循環型畜産の取組について、消費者を始めとする関係者の理解を得ることが重要です。

2) エコフィード認証制度の目的

エコフィード認証制度は、飼料中の食品循環資源の利用率及び飼料中の栄養成分の把握、飼料化を行う関連業者の連携及び飼料化工程管理等について、一定の基準を満たした飼料を「エコフィード」として認証するとしています。主な認証基準は

- 食品循環資源の利用率が20%以上であること
- 原材料の保管、製造工程や品質の管理等を内容とする飼料業務管理規則等が定められていること
- 製品の栄養成分が把握されていること

等としています。これにより、食品循環資源の飼料化が促進され、安心かつ安定的な利用が図られ

ることを期待して、作られた制度です。

3) 認証されたエコフィードだけが、エコフィードの名称・マークを使用・表示できる

2012年1月13日現在、15業者55製品の食品循環資源利用飼料がエコフィードとして認証されています。認証を受けたエコフィードの詳細は、[こちらをご覧ください](#)。

エコフィードの名称は、(社)配合飼料供給安定機構が商標権を保有しています。また、エコフィード認証マーク(右図)は、(社)中央畜産会が保有しております。このため、エコフィード認証を受けた食品循環資源利用飼料以外の製品に、「エコフィードの名称」及び「認証マークを使用・表示」をすることはできません。



エコフィード認証マーク

3. エコフィード利用畜産物認証制度

1) エコフィード利用畜産物

エコフィード認証制度により認証されたエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品は「エコフィード利用畜産物」と呼ばれています。

2) エコフィード利用畜産物認証制度

(1) 制度の概要

- ①対象は認証エコフィードを給与した家畜から得られる畜産物及びその加工品です。
- ②認証を受けた畜産物及びその畜産物を利用した加工食品の容器等には「エコフィード」の名称及び「エコフィード利用畜産物認証マーク」を利用することができます。

(2) 目的

店頭に並んだ畜産物に認証マーク等を貼付することにより、畜産物の生産、加工、流通等に関わる事業者及び消費者のエコフィード利用推進の取組に対する社会の認識を深め、エコフィードの安全かつ安定的な利活用の推進と資源循環型社会の構築に資することを目的として実施するものです。

3) 認証の基準

- (1)エコフィードの製造、保管及び使用等について「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を遵守して行われていること。
- (2)エコフィード給与計画が適正であり、その計画に基づきエコフィードが給与されていることが確認できること(運営委員会が蓄積された知見や給与試験等の結果等に基づいて判断)。
- (3)エコフィードの給与期間は次のとおりとする。
- (4)食肉:全飼養期間(誕生からと畜場出荷まで)の概ね3分の1以上の期間。
- (5)乳、卵:乳又は卵が生産される概ね10日前以前から給与されていること。
- (6)加工品については、提出された商品概要書に基づいて製造され、エコフィード利用畜産物が使用されていること。
- (7)他の商品と区分され、生産から流通、販売に至るまでの流通ルートが特定されていること。

4. エコフィードの利用にあたって

行政の後押しもあり、このような制度のもとエコフィードの利用促進が図られています。しかし、[酪農・豆知識第8号\(平成20年1月\)](#)にも示されている通り、エコフィードには解決しなければならない課題があります。最終的に店頭で選ばれるエコフィードを利用した畜産物あるいはその加工品を製造するためには、これらの課題を解決し、安全性を確保し、一定品質の畜産物を安定的に生産するとともにエコフィードについて消費者に理解してもらうことが必要です。

現在、このような課題を解決するために、行政機関、研究機関、農業団体、食品関係団体、飼料関係団体等の関係者、そして消費者も参加した「全国食品残さ飼料化行動会議」が、計画・実行・点検・情報交換などを行い、普及に向けての取り組みが進められています。

少しずつではありますが、デパートや通信販売などで、こだわり肉として販売され始めていますので、近い将来、皆さんも認証付きのエコフィード利用畜産物を味わう機会があるかもしれません。